

特定技能所属機関に関する事項				
	変更内容	必要書類等	変更申請	備考
1-1	社名	履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票)	■1.特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ②商号又は名称 ⑥登記事項証明書	・所属団体にも変更手続きを行ってください
1-2	代表者名	履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票)	■1.特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ⑥登記事項証明書	※注意※変更届出から 『■1.特定技能所属機関(受入企業)に関する事項』の 『③代表者又は個人の氏名』も変更してください ・所属団体にも変更手続きを行ってください
1-3	所在地	履歴事項全部証明書 (個人の場合は住民票)	■1.特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ④主たる営業所の所在地(郵便番号) ⑤主たる営業所の所在地(住所) ⑥登記事項証明書	・所属団体にも変更手続きを行ってください ・電話番号も変わった場合は、「変更届出 1-4」参照
1-4	建設業許可番号(更新など)	建設業許可証	■1.特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ②建設業許可証の写し ③許可番号 ④許可年月日	
1-5	常勤職員数	最新の厚生年金保険被保険者	■1.特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ④常勤職員数 ⑥常勤職員数を明らかにする文章	
1-6	厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書 (新しいのが発行された)	厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書	■1.特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ④常勤職員数(人数変更があれば) ⑥常勤職員数を明らかにする文章	
1-7	加入団体	会員証又は会員であることを証する書類	■1.特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 ④加入している特定技能外交入事業実施法人又は 当該法人を構成する建設業団体 ⑥会員証又は会員であることを証する書類	※注意※ 団体に加入していない期間が発生しないように、新たな加入 団体への加入手続きが完了し、会員証が発行されてから 変更申請を行ってください
1-8	代理申請者	委任状 弁護士証票又は行政書士証票	■2.代理申請者に関する事項(代理申請を行う場合のみ) ①代理人氏名 ②担当者氏名 ③委任状 ④所在地 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス ⑦弁護士証票又は行政書士証票	
1-9	受入予定期間(計画期間)		■4.適正な就労環境の確保に関する事項 ①受入予定期間(計画期間)	・一番早い外国人の計画期間から、一番遅い外国人の 計画期間と合わせてください ・受入予定期間のみの変更申請は不要です
1-10	受入予定人数		■4.適正な就労環境の確保に関する事項 ②受入予定人数	・常勤職員数までが上限 (追加申請・受入前・就労中)の合計人数で入力
1-11	賞与		■4.適正な就労環境の確保に関する事項 ④賞与の有無 ⑤賞与の金額又は支給月数 ⑥賞与の支給回数	・変更対象となる外国人がいる場合は、変更届出の 【特定技能外国人に関する事項2-7】も参照
1-12	手当		■4.適正な就労環境の確保に関する事項 ⑦諸手当の有無 ⑧手当名 ⑨手当の支給額 ⑩手当の支給条件	・変更対象となる外国人がいる場合は、変更届出の 【特定技能外国人に関する事項2-8】も参照
1-13	退職金		■4.適正な就労環境の確保に関する事項 ⑪退職金の有無 ⑫退職金の支給額 ⑬退職金の種類 ⑭退職金の支給条件	・変更対象となる外国人がいる場合は、変更届出の 【特定技能外国人に関する事項2-9】も参照
1-14	昇給時期・金額・条件		■4.適正な就労環境の確保に関する事項 ⑮技能習熟に応じた昇給時期 ⑯技能習熟に応じた昇給額 ⑰技能習熟に応じた昇給条件	・変更対象となる外国人がいる場合は、変更届出の 【特定技能外国人に関する事項2-11、2-12】も参照
1-15	ハローワーク求人票	ハローワークで求人した際の求人票	■4.適正な就労環境の確保に関する事項 ⑱ハローワークで求人した際の求人票	

※変更届出と変更申請、両方必要な場合は、変更届出から行ってください

※引き戻し再編集を行う場合は、再申請日から審査の列に並び直しになります

特定技能外国人に関する事項				
	変更内容	必要書類等	変更申請	備考
2-1	業務区分(区分の追加)	評価試験合格証又は技能検定合格証 特定技能雇用契約書及び雇用条件書 雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し	⑨業務区分 ⑩合格した技能試験名(追加) ⑪合格証番号 ⑫合格日付	※注意※変更届出から 『⑨特定技能雇用契約書及び雇用条件書』 『⑩雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し』 も変更してください ・試験免除の場合は合格証は添付不要 ・できる作業が増えた場合は給与も見合った額に昇給する ことが必要です ・昇給した場合は、変更届出の 【特定技能外国人に関する事項2-6】も参照
2-2	計画期間	雇用条件書	⑬計画期間	※注意※変更届出から 『⑨特定技能雇用契約書及び雇用条件書』 も変更してください
	以下は認定後の変更は不可 ⑭当初基本賃金(月額) ⑮修了した建設分野技能実習 ⑯技能実習時の報酬(月額基本給) ⑰修了した外国人建設就労者の職種及び作業 ⑱外国人建設就労者時の報酬(月額基本給) ⑲試験合格/試験免除区分 ⑳合格した技能試験名 ㉑合格証番号 ㉒合格日付 ㉓合格した日本語能力試験名 ㉔合格証番号 ㉕合格日付	※変更できない項目について、誤った内容で認定が下りている場合は、管轄の地方整備局へご相談ください ・㉑～㉕は追加は可能		

※変更届出と変更申請、両方必要な場合は、変更届出から行ってください